

記者発表資料

提供年月日：平成31年(2019年)3月19日
部局名：健康医療福祉部
所属名：健康寿命推進課
係名：母子保健・周産期係
担当者名：要石、山田、長島
連絡先(内線)：077-528-3653 (3653)

優生手術に関する個人記録の保有状況調査にかかる 県立施設への再調査の実施について

昨年7月に厚生労働省が実施した医療機関・福祉施設における優生手術に関する個人記録の保有状況の調査については、県内1,182か所の該当施設に、把握している範囲内の情報で回答いただいたところです。

今般、県立施設への報道機関からの情報公開請求を受け、新たに個人記録の書類がみつかったことから、過去、優生手術の実施の判断を行ってきた県として、残存する県保有の書類に優生手術との関わりを示す記録がないか、可能な限り把握に努める観点から、改めて調査を実施いたします。

記

1. 再調査の対象

[対象施設]

昨年の国の調査を受け、個人記録の保有状況を確認した県内1,182か所の施設のうち、県立施設に該当するもの、および廃止された施設で書類の残存するもの。

具体的には以下のとおり。

※県立の医療機関については、病院事業庁の協力のもと実施

(福祉施設)

- ・ 淡海学園
- ・ 婦人相談所（中央子ども家庭相談センター内に設置）
- ・ 信楽学園
- ・ むれやま荘

(医療機関)

- ・ 総合病院
- ・ 小児保健医療センター
- ・ 精神医療センター

(かつて県立施設であった福祉施設等)

⇒しゃくなげ園、小児整形外科センター、心身障害児総合療育センターの文書を県庁や小児保健医療センターで保存しており、調査対象とする。

[対象個人記録]

旧優生保護法の改正により、平成8年に優生手術に関する規定が廃止されたことを踏まえ、平成前（昭和63年以前）生まれの者の、平成8年以前の個人記録とする。

2. 再調査内容

平成30年7月に県内の医療機関・福祉施設に対して実施した「優生手術に関する個人記録の保有状況調査」と同様、旧優生保護法第3条（第1項第4号及び第5号を除く。）、第4条または第12条に基づき実施された優生手術に関する個人記録の保有状況の確認を行う。

〈前回調査との変更点〉

前回調査では、把握している範囲内の情報で回答したが、今回の調査では、対象の個人記録（診療記録（カルテ等）やケース記録等を含む）に優生手術申請書、健康診断書等の優生手術に関する個人記録が含まれていないかをすべての個人記録をチェックし確認するもの。

※調査票等については別添のとおり

3. 回答期限

平成31年4月26日（金）

※調査の進捗状況により、変更する可能性がある。

4. 調査結果

調査結果については、県ホームページに概要を公開する。

（平成31年5月中旬予定）

5. その他

今回の再調査は、県独自で実施するもの。

別添（調査内容）

- 平成30年7月に県内の医療機関・福祉施設に対して実施した「優生手術に関する個人記録の保有状況調査」と同様、旧優生保護法第3条（第1項第4号及び第5号を除く。）、第4条または第12条に基づき実施された優生手術に関する個人記録の保有状況の再確認を行うものです。
- 調査の対象となる個人記録は、平成前（昭和63年以前）生まれの者の、平成8年以前の記録とします。
- 再調査の趣旨に鑑み、対象の個人記録（注1）（例：個人の診療記録（カルテ等）やケース記録）に優生手術に関する資料が含まれているかを確認して下さい。
本調査は、個人記録の具体的な記載内容ではなく、優生手術に関係する個人記録（注2）がカルテ等に含まれていないかを確認することに主眼を置くものです。ただし、関係する個人記録の有無を確認する過程で、優生手術との関連が推測される記載情報を把握した場合は、当該情報も調査結果として報告して下さい（本調査は、網羅的にカルテ等の記載を確認する趣旨ではありません）。

（注1）調査をお願いする対象の個人記録

- ⇒「優生保護法」が類推されるタイトルのファイル等のほか、優生手術と関係の強いと考えられる医務日誌、診療記録等。
- ※記録の媒体（紙媒体・電子媒体）を問わず、カルテ等の個人の記録について確認をお願いします。

（注2）報告の対象となる優生手術に関係する個人記録

- ⇒優生手術の申請等で使用されたと思われる優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書、優生手術該当者調査票、承諾書等。
- ※旧優生保護法施行規則に規定する様式を添付しますので参考にして下さい。

○回答方法

別紙調査票による。

- なお、調査票にて「ある」と回答した場合は、該当する資料の写しを添付して下さい。

<別紙:調査票>

旧優生保護法に基づく優生手術に関する個人記録の保有状況調査について

回答期限:平成31年4月26日(金)

回答提出先:健康寿命推進課

所属名

担当者

優生手術に関する
個人記録の有無

※下記①～③から選択

- (①「ある」
②「ない又はない可能性が高いと思われる」)



①と回答した場合は、保有している記録の種別、手術が実施された(又は可能性がある)時期及び当該記録に記載のある手術を受けた(又は受けた可能性がある)個人の人数

記録の種別 ※保有する記録に○を記入	手術実施時期	記録の種別欄で「その他の記録」を選択した場合の 記録の内容	人数
面談記録(カルテ等) 又はケース記録			
その他の記録			人

①と回答した場合、該当する資料の写しを添付して提出して下さい。

<備考>

※個人記録:記録の媒体(紙媒体・電子媒体)を問わず、面談記録やケース記録等の個人の記録であって優生手術と関係が強いと思われる記録を言います。したがって、優生手術一般に関する国からの通知等、個人のケースに関連しない資料は含まれません。

※優生手術:「優生手術」と明確に記載がない場合であっても、記載の内容から優生手術と推測される記載のある個人記録は対象になります。また、法令上の根拠が不明な優生手術に関する個人記録も対象になります。

(参考)記録の有無に関する回答の基準について

ア)「ある」と回答する場合の例:優生手術に関する個人記録の存在を確認している場合(氏名・性別・住所・生年月日等の記載の一部が欠落している記録を含む。)

イ)「ない又はない可能性が高いと思われる」と回答する場合の例:文書保存年限等により、調査対象の記録を一切保存していない場合または、調査の結果、報告の対象となる記録がなかった場合。